「8　長期前払費用　　×××
9　前払年金費用　　××××
10　繰延税金資産　　××××
11　その他投資　　××××
12　貸倒引当金（貸方）　　××
　　××　」

に改める。

様式第一の資産の部1(3)備考中「長期前払費用」の下に「、前払年金費用」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後のガス事業会計規則の規定は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。